



コロナの雇調金の特例等を見直し 10月以降は助成額上限を引下げ

厚生労働省はこのほど、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・休業支援金等の特例措置について、10～11月の具体的な助成内容を公表した。雇用調整助成金等は、2022年9月までの原則的な特例措置の助成額上限9000円を10～11月は8355円に、地域特例・業況特例は上限1万5000円を1万2000円に減額する。休業支援金等は、地域特例の9月までの助成額1万1000円を10～11月は8800円に減額する。10～11月の特例措置の助成額上限8355円は、雇用保険の基本手当の日額上限（8355円）との均衡を考慮して設定したという。特例措置の対象は、生産指標が、前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1ヵ月5%以上減少している事業主だが、2022年10月以降は、生産指標が前年同期比（前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1ヵ月10%以上減少している事業主となる。

また、産業雇用安定助成金については、支給対象期間を1年間から2年間に延長し、支給対象労働者数の上限（出向元・出向先とも1年度500人）を、出向元については撤廃するとしている。産業雇用安定助成金とは、コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもので、2020年2月5日に施行された。

金融庁、2023年度税制改正要望 NISAの抜本的拡充等が中心

金融庁は、2023年度税制改正要望において、岸田政権が掲げる「資産所得倍増プラン」を促す改正要望として、少額投資非課税制度（NISA）の恒久化や非課税保有期間の無期限化、年間投資枠の拡大などの抜本的拡充を中心に、資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入などを盛り込んだ。

NISAの抜本的拡充では、制度の恒久化とともに、非課税保有期間（現行：一般NISA5年間、つみたてNISA20年間）の無期限化、年間投資枠（同120万円、40万円）を拡大し、弾力的な積立を可能にすること、非課税限度額（同600万円、800万円）の拡大（簿価残高に限度額を設定）、長期・積立・分散投資によるつみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入を求めた。また、つみたてNISAの対象年齢（現行20歳以上、2023年以降は18歳以上）を未成年者まで拡大することを要望した。

資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入は、今後、企業による従業員の資産形成に関する取組みを促進していくことが重要として、その取組みを促す観点から、資産形成促進に関する費用（例えば、企業が行う金融経済教育に関する費用）の一定割合について、法人税の税額控除を導入することや、職場つみたてNISA奨励金が「賃上げ促進税制」の対象となる旨を明確化することなどを求めている。